

令和 2 年度予算編成方針
(案)

令和元年(2019年)12月
北 海 道

基本的な考え方

道では、令和2年度までを計画期間とする「行財政運営方針」に基づき、財政健全化に向けた取組を進めているが、来年度以降も、依然として収支不足額が生じる見通しにあるほか、実質公債費比率の改善や財政調整基金の確保などの財政課題も残されていることから、財務体質の改善にも留意しつつ、人口減少などの道政上の課題に対する取組と規律ある財政運営との両立を図る必要がある。

こうした状況を踏まえ、令和2年度予算は、『「行財政運営方針」後半期（H30～32(R2))の取組』（以下「後半期の取組」という。）に沿って、施策・事務事業の取捨選択やスクラップ・アンド・ビルドを徹底し、歳出の削減・効率化を図った上で、施策間連携や横断的事業の推進、市町村や民間と連携・協働した事業の構築などを行い、「北海道・新時代」の実現に向けた取組を本格化させるため、「令和2年度政策検討の基本方針」に基づく優先度の高い施策に、限りある行財政資源を効果的・効率的に配分することとする。

予算編成の基本方針

1 基本的事項

令和2年度予算の編成は、「後半期の取組」に沿って、これまでの行財政改革の成果を持続しながら、引き続き、財政健全化に向け取り組むことを基本とする。

2 歳入に関する事項

歳入確保に最大限取り組むとともに、次の事項に特に留意すること。

(1) 道税については、経済の動向を十分勘案することはもとより、税制改正による影響など、見込み得る様々な要素を的確に把握した上で積算するとともに、滞納繰越額を含む徴収対策を一層強化し、徴収率の向上など、収入額の確保に取り組むこと。

(2) 国庫支出金については、現行制度により積算することとするが、国の動向に留意するとともに、超過負担の早期解消に向けて人員の配置や事業内容の徹底した見直しを図るなど、その解消に最大限努めること。

また、国等からの受託事業については、その必要性を十分検討し、受託する事業にあっては職員費への更なる充当について要請すること。

(3) 使用料及び手数料の見直しに当たっては、「使用料及び手数料の改定方針」に基づき、適切な公費負担と受益者負担の観点から、サービス提供原価をゼロベースから再精査した上で、受益者が負担すべき適正な単価を算定すること。

なお、基準見直しに伴い、利用者負担の急激な増加となるものにあっては、激変緩和措置を別途検討する。

(4) 財産収入については、時価を勘案の上、適切な対価により積算するとともに、道有財産全般にわたり活用状況を点検し、低利用資産・未利用資産などの遊休資産や株式などについては、「北海道ファシリテイマネジメント推進方針」等を踏まえ、売却や貸付け、定期借地権の設定など歳入確保に向けてあらゆる手法を検討すること。

(5) 各種受託事業収入については、職員費を含めた必要な経費を適切に見込み積算すること。

なお、受託に当たっては、道の施策や施設の設置目的等を十分考慮するとともに、収入額に見合った適切な人員配置とすること。

(6) その他の収入については、それぞれ前年度の実績、国の動向などを勘案し、的確に積算するとともに、更なる増収策を検討すること。

また、収入未済額が発生しているものは、貸付審査に係る基準の強化など滞納の未然防止を図ることはもとより、債権管理マニュアル等に基づき適切に滞納整理を行うとともに、債権管理業務の一元化や回収業務の民間開放を積極的に進めるなど実効ある取組の更なる強化を図り、その解消を図ること。

3 歳出に関する事項

政策評価の結果を的確に反映することはもとより、施策の取捨選択や事務事業のスクラップ・アンド・ビルドの徹底、また、既存事業の積極的な見直しを行うことを基本とし、次の事項に特に留意の上積算すること。

(1) 各種事業については、過去の執行実績を踏まえるとともに、見込み得る様々な要素を把握した上で、適切に積算すること。

また、事業の構築に当たっては、関係部局間で連携を図るとともに、市町村をはじめとする多様な主体と連携した事業構築を行うほか、施策効果を高めるため、外部資金の活用についても積極的に検討を進めること。

(2) 各種事務事業については、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要性のほか、事業効果のより一層の向上、優先度等に基づく合理的な選択と質の向上を図り、限りある財源、人員等を効果的に配分するため、事務事業評価を踏まえた見直しを確実に予算に反映させること。

また、これに対応した簡素で効率的・機動的な執行体制の構築に向け、組織機構及び職員配置について検討を行うこと。

(3) 近年、道が発注する施設建設工事に関して、予定価格や工期の不足による入札不調や不落が頻発していることから、直近の市場価格を十分調査し単価等を設定するとともに、施工環境等を勘案した確実に施工可能な工期を設定するなど、合理的な基準に基づき、所要額の積算や工期を設定すること。

(4) 国庫補助事業については、国の動向に留意するとともに、その必要性、緊急度などを十分検討して実施事業を厳選し積算すること。

また、既存の道単独施策についても、国庫補助制度の活用について検討すること。

(5) 道単独補助金については、市町村、民間との役割分担を踏まえ、適切な見直しを行うこと。

特に、各種奨励的な補助金については、社会情勢の変化を踏まえ、その必要性や実施方法、施策水準などについて検討し、廃止・休止を含め、その総額の縮減を図ること。

また、各種団体への補助金については、収入の状況を踏まえた補助対象経費・対象外経費の仕分けを行い、所要額を適切に積算すること。

(6) 債務負担行為は、将来において財政負担を伴うものであることから、事業内容や道の負担割合などを十分精査の上、必要最小限のものについて積算すること。

(7) 災害復旧事業及び災害関連事業については、過年発生分は年度割所要見込額を、現年発生分は過去における災害発生状況を勘案の上、進捗率30%で積算すること。

(8) 社会資本の整備に当たっては、財政負担の可能な範囲での事業実施を基本とし、「北海道強靱化計画」及び「新・ほっかいどう社会資本整備の重点化方針」に基づき、自然災害への対応にも配慮しながら、事業の緊急度や優先度を考慮した事業選択を行うとともに、本道の社会資本の整備水準や国及び市町村との役割分担を踏まえ、投資の重点化・効率化を一層進めること。

特に、公共事業については、当面、令和元年度の各省概算要求額を勘案した額の範囲内で積算するとともに、施設等建設工事における営繕工事単価の見直しも含め、コスト構造改善の取組を徹底すること。

なお、国直轄事業に対する道負担金については、これまでの国の制度改正の動向等を踏まえ、適切に対応すること。

(9) 義務的経費については、国の制度改正の動向等に留意するとともに、過去における基準改定の状況や執行実績を踏まえ、必要な経費を適切に見込み積算すること。

なお、北海道医療費適正化計画[第3期]に基づく取組の着実な実施などにより、各種医療費等の適正化を図ること。

(10) 事務的経費や庁舎等維持費の内部管理経費については、「後半期の取組」に基づく業務改革の取組を更に進めるとともに、情報システムの最適化に向けた取組の推進等に基づく業務の集約・一元化などにより、徹底した経費の節減に取り組むこと。

(11) 人件費については、給与に関する制度改正などを踏まえるとともに、組織機構の見直しに対応した職員数に基づき、必要となる経費を適切に見込み積算すること。

なお、非常勤職員や会計年度任用職員等については、必要性や業務内容を十分検討し、必要最小限の任用とすること。

4 特別会計等に関する事項

採算性の確保や官民の役割分担、道自らが実施することの必要性といった視点から事業を検証した上で、経営健全化計画を策定している会計にあっては計画の着実な推進を図るとともに、そうした計画を持たない会計にあっては収支改善に向けた方策を抜本的に検討し、一般会計負担の軽減を図ること。

枠配分について

枠配分については、公共事業費、災害復旧事業費、人件費、義務的経費などを除き、当面、一般財源ベースで次に掲げる額を配分することを基本とする。

各部局においては、業務内容や既存事業に抜本的な見直しを加え、緊急性や優先度の高い施策に財源を重点的・効率的に配分し、その成果を要求内容に的確に反映させること。

なお、今後地方交付税などの一般財源の動向如何では、予算編成段階で、枠配分の再調整や経費の再算定を行うことがあり得ること。

1 一般施策事業・庁舎等維持費

(1) 枠配分の対象経費等について

令和元年度2定現計予算のうち、制度的枠組みがある程度固定され、支出額が大きい事業等として、総務部が別に指定する事業(以下「個別調整事業」という。)、地方創生推進交付金を活用する事業及び地域活性化雇用創造プロジェクト・北海道事業構想に基づく事業の予算額を控除した額から各部局の令和2年度削減目標額を減じた額を各部局に配分する。(別に指示する。)

また、個別調整事業については、予算要求枠の配分対象外とし、すべての事業について総務部と事業内容の調整を行う。

なお、「令和2年度政策検討の基本方針」に基づく事業については、その内容や実効性等について予算編成過程を通じて全庁的な調整を行い、別途、所要額を措置する。(別に指示する。)

各部局は、配分された一般財源の範囲内で、一般施策及び庁舎等維持費に関する予算編成を行うものとし、新規・拡充事業や制度改正を伴う事業、政策評価等において意見が付された事業など別に指定する事業については、必要に応じ総務部と事業内容等の調整を行う。

(2) 既存事業の積極的な見直しについて

継続事業について廃止等を伴う事業の実質的な見直しを行ったと認められる場合には、要求上限額の引き上げを行うものとする。(別に指示する。)

(3) 民間資金の積極的な活用について

民間資金の獲得状況に応じて部局への枠配分額を上乗せするものとする。(別に指示する。)

2 特別対策事業・公共関連単独事業

「後半期の取組」を踏まえ、別に指示する。

3 施設等建設事業

「後半期の取組」及び「北海道ファシリティマネジメント推進方針」を踏まえ、既存施設の長寿命化を図るなど、設備投資の最小化に向けて予め全庁的な調整を行った上で、その所要額を配分する。(別に指示する。)

使用料及び手数料の改定方針

道条例及び規則に基づく、使用料及び手数料の改定については、昭和50年の行財政審議会の中間報告に基づき、初の一斉見直しを行い、昭和51年4月1日に改定を行うとともに、その後4年毎（昭和55年4月1日、昭和59年4月1日、昭和63年4月1日、平成8年4月1日、平成12年4月1日、平成16年4月1日、平成20年4月1日、平成24年4月1日、平成28年4月1日）にも抜本的見直しを行った。

また、個々の法令により料率単価が定められているものについては、国において順次改定されてきている。

道自体が料率単価を定め得る使用料及び手数料については、令和2年度は、前回改定後4年を経過することとなり、その後の社会経済情勢の変化に応じ適切な単価に改定すべき時期に来ていることから、過去の改定経過を踏まえた上で、コストに応じた対価の徴収原則を徹底し、住民間の負担の公平・均衡の確保に向けた適切な公費負担と受益者負担を使用料及び手数料に反映させるため、次により、料率単価を算定する。

1 基本方針

(1) 負担の公平性の確保

使用料や手数料を設定していない施設の利用や事務については、その費用が税等で賄われ、広く道民が負担しているという認識のもと、利用者・非利用者間の負担の公平性を確保する観点から、適正な受益者負担の導入について検討を行う。

使用料・手数料を設定しているものについては、料金の適正化とともに対象範囲の拡大についても検討を行う。

(2) サービス提供原価のゼロベースからの再精査

フルコスト計算を基に、民間提供サービスや他府県等との比較を行い、受益者が負担すべき料金を算定する。

(3) 激変緩和措置の検討

利用者負担が急激に増加する場合は、改定上限の設定や段階的な改定などの激変緩和措置を講じることを検討する。

2 使用料について

(1) 公の施設に係る使用料については、以下に掲げるものを除き、基本方針に沿って、すべての施設の維持運営費を算出し、適正単価を算定すること。

なお、高校等の寄宿舎使用料についても、公の施設と同様に適正単価を算定すること。

- (2) 学校等の授業料については、国の動向や教育経費に対する負担の在り方などを総合的に検討の上、適正単価を算定すること。
- (3) 保健所使用料については、基本方針に沿って算出した必要経費を基礎として、診療報酬との均衡を図りながら、適正単価を算定すること。
- (4) 道路、河川、海岸、漁港などの公共施設使用料については、国の動向や他都府県での単価設定の状況を踏まえるとともに、基本方針に沿って、使用・占用等の目的及び態様に応じた適正単価を算定すること。
- (5) 道営住宅使用料について、家賃の算定に当たっては、住宅の利便性を最大限反映させること。
駐車場使用料については、近隣の民間駐車場料金との比較を行いつつ、基本方針に沿って、適正な料金を算定すること。
- (6) 以上のほか、全ての使用料について、基本方針に沿った検討を行い、それぞれ適正単価を算定すること。

3 手数料について

- (1) 各種手数料については、基本方針に沿って、適正単価を算定するとともに、現に手数料を設定していない事務であっても、特定の者が利益を受ける役務・事務については、手数料徴収の対象となるので、徴収に向けた検討を幅広く行うこと。
- (2) 各種入学検定料及び入学料については、国の動向を勘案して適正単価を算定すること。
- (3) 保健所、家畜保健衛生所手数料については、事務にかかる経費の縮減について検証するとともに、基本方針に沿って、適正単価を算定すること。
- (4) 国が政令又は個別法で標準額を定めているものは、その額を基本とし、適正単価を算定すること。
- (5) 以上のほか、全ての手数料について、基本方針に沿った検討を行い、それぞれ適正単価を算定すること。

4 その他

- (1) 使用料及び手数料に準じて、単価設定をするものについても、同様に適正単価を算定すること。

- (2) 各種審議会等からの意見聴取や道民への周知期間等の関係から、令和2年4月からの改定が困難なものについても今回の検討対象に含めることとし、実施時期について、合わせて検討すること。
- (3) 指定管理者制度を導入している施設については、基本方針に沿って、適正単価を算定するとともに、業務の効率化などによる経費の節減状況、料金改定の影響を踏まえた利用者数・収入の増減状況を検証の上、指定管理業務の遂行に係る負担金の削減に向けて、それぞれの施設の管理に関する協定に基づく指定管理者との協議を進め、早期に予算に反映させること。
- (4) 地方独立行政法人において設定している料金等についても、当該方針に沿って、適正単価を算定の上、必要な見直しを行うこと。
- (5) 前回改定時に、改定上限率を適用するなどして、激変緩和措置を講じたもの及び据え置きとしたものについては、業務の効率化などによる経費の節減状況、利用者数・収入の増減状況を検証し、原則「本来徴収すべき単価」までの引き上げを行うこと。
- (6) 例外的に、料金を徴収していないものや減免措置を講じているものについては、その目的及び効果を検証するとともに、類似案件や他府県等との比較を行い、基本方針に沿って、対象範囲などの必要な見直しを行うこと。
なお、無料化や減免措置を講じる場合には、その理由を明示すること。